評価項目（大項目・小項目）の区分について

１　区分の方針

大項目

・中期目標・中期計画・年度計画の最も大きい区分である第１、第２…のレベルで区分を設定することとする。

小項目

・「教育研究等の質の向上に関する目標」については細かく評価をするべきであることから、基本的に学部、大学院、実践教育センターのレベル及び（1）、（2），（3）…のレベルで区分を設定することとする。なお、数値目標の国家試験合格率については、学科ごとに掲げているため学科レベルで区分する。

・それ以外は１、２、３…のレベルで区分を設定することとする。

２　評価区分（案）

★＝大項目（５項目）　●＝小項目（40項目）

※　数値目標を設定している項目については【数値目標】と記載している。

|  | 中期計画・年度計画 |
| --- | --- |
|  |  |
| ★ | 第１　教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 |
|  | １　教育に関する目標を達成するためとるべき措置 |
| ● | (1)　人材の育成に関する取組み　ア　学部教育　**【数値目標】(就職希望者就職率)** |
| ● | 　(ｱ)　看護学科　**【数値目標】(国家試験合格率)** |
| ● | 　(ｲ)　栄養学科　**【数値目標】(国家試験合格率)** |
| ● | 　(ｳ)　社会福祉学科　**【数値目標】(国家試験合格率)** |
| ● | 　(ｴ)　リハビリテーション学科a　理学療法学専攻　**【数値目標】(国家試験合格率)**b　作業療法学専攻　**【数値目標】(国家試験合格率)** |
| ● | 　(ｵ)　人間総合科 |
| ● | 　イ　大学院教育　(ｱ)　保健福祉学研究科　　a　博士前期課程　　b　博士後期課程 |
| ● | 　(ｲ)　ヘルスイノベーション研究科（令和元年度開設）　　　　※中期計画のみ |
| ● | 　ウ　実践教育センター　**【数値目標】(日本看護協会認定審査合格率)**　(ｱ)　教育課程　(ｲ)　教育研修　(ｳ)　実践研究 |
|  | ● | (2)　教育内容等　ア　教育内容及び方法　(ｱ)　学部教育　**【数値目標】(授業評価)**　　a　教育内容　　b　教育方法 |
| ● | 　(ｲ)　大学院教育　**【数値目標】(授業評価)**　　a　教育内容　　b　教育方法 |
| ● | 　(ｳ)　実践教育センター　**【数値目標】(授業評価)**　　a　教育内容　　b　教育方法 |
| ● | 　イ　成績評価等　(ｱ)　学部教育 |
| ● | 　(ｲ)　大学院教育 |
| ● | 　(ｳ)実践教育センター |
| ● | (3)　教育の実施体制の整備　ア　教員の配置 |
| ● | 　イ　教育環境の整備　(ｱ)　図書関係　**【数値目標】(図書館利用者数)**　(ｲ)　情報関係 |
| ● | 　ウ　教員の教育能力の向上　**【数値目標】(FD実施回数)** |
| ● | (4)　学生の受入れ　ア　学部　**【数値目標】【数値目標】(受験倍率・説明会実施回数)** |
| ● | 　イ　大学院　**【数値目標】(受験倍率)** |
| ● | 　ウ　実践教育センター |
|  | ２　学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置 |
| ● | (1)　学生生活に係る支援　ア　学習・生活支援　イ　経済的支援　ウ　課外活動への支援　エ　その他支援 |
| ● | (2)　キャリア支援　**【数値目標】(就職説明会参加病院・進路ガイダンス)** |
|  | ３　研究に関する目標を達成するためとるべき措置 |
| ● | (1)　研究水準及び研究の成果等　**【数値目標】（論文等の件数）** |
| ● | (2)　研究の実施体制等の整備　ア　研究実施体制の整備　イ　財政基盤の整備　ウ　研究倫理審査体制 |
|  | ４　社会貢献に関する目標を達成するためとるべき措置 |
| ● | (1)　地域貢献　ア　地域社会との連携　**【数値目標】（公開講座等）**　イ　県内の高等学校との連携　**【数値目標】（高大連携プログラム等）**　ウ　広報 |
|  | ● | (2)　産学官の連携　**【数値目標】（産学官連携事業件数）** |
|  | ● | (3)　国際協働　**【数値目標】（海外大学等との交流事業件数）** |
| ★ | 第２　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 |
| ● | １　運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 |
|  |  | (1)　機動的な運営体制の構築 |
|  |  | (2)　学外意見の反映 |
| ● | ２　人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置 |
|  |  | (1)　柔軟な人事制度の整備 |
|  |  | (2)　人材の確保と活用 |
| ● | ３　事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためとるべき措置 |
|  |  | (1)　事務組織 |
|  |  | (2)　事務の効率化  |
|  |  | (3)　事務職員の能力向上 |
| ★ | 第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 |
| ● | １　自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置 |
|  |  | (1)　外部研究資金の獲得**【数値目標】（科研費の申請件数）** |
|  |  | (2)　その他の自己収入の確保 |
| ● | ２　経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置 |
| ● | ３　資産の運用管理に関する目標を達成するためとるべき措置 |
|  | 第４　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 |
|  | １　予算（人件費の見積りを含む。） |
|  | ２　収支計画 |
|  | ３　資金計画 |
|  | 第５　短期借入金の限度額 |
|  | １　短期借入金の限度額 |
|  | ２　想定される理由 |
|  | 第６　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 |
|  | 第７　第６に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計　　画 |
|  | 第８　剰余金の使途 |
| ★ | 第９　その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置 |
| ● | １　施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためとるべき措置 |
|  |  | (1)　施設設備の整備 |
|  |  | (2)　施設設備の活用及び見直し |
| ● | ２　安全管理に関する目標を達成するためとるべき措置 |
|  |  | (1)　防災等の危機管理体制の強化 |
|  |  | (2)　情報セキュリティ対策の充実 |
|  |  | (3)　個人情報の保護 |
| ● | ３　情報公開等の推進に関する目標を達成するためとるべき措置 |
| ● | ４　社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置 |
|  |  | (1)　法令遵守の徹底 |
|  |  | (2)　人権啓発の推進　**【数値目標】（人権研修・ハラスメントアンケート）** |
|  |  | (3)　環境への配慮 |
|  | 第10　その他県の規則で定める業務運営に関する重要事項 |
|  | １　人事に関する計画 |
|  | ２　県からの長期借入金の限度額 |
|  | ３　積立金の処分に関する計画 |
|  | ４　その他法人の業務運営に関し必要な事項 |
| ★ | 第11　自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標　　を達成するためとるべき措置 |
| ● | １　自己点検及び評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置 |
|  |  | (1)　自己点検及び評価の実施 |
|  |  | (2)　自己点検及び評価の結果の活用 |
|  |  | (3)　外部評価の実施 |
| ● | ２　自己点検及び評価の状況に関する情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置 |